

令和2年度 大東市教育委員会 4月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和2年4月16日（木） 午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- ・教育長職務代理人 水野 達朗
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

4. 出席説明員（18名）

- ・戦略企画部長 北本 賢一
- ・学校教育部長 北田 吉彦
- ・学校教育部指導監 伊東 敬太
- ・生涯学習部長兼総括次長 馬場 弘行
- ・戦略企画部総括次長兼戦略企画室長兼課長 野村 政弘
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 佐々木 由美
- ・戦略企画部戦略企画室課長 福田 悦子
- ・学校教育部教育政策室課長 杉谷 明子
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 北村 孝史
- ・学校教育部次長兼学校管理課長 清水 鉄也
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・学校教育部教育政策室上席主査 西嶋 典子

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第 21 号
市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）
- 日 程 第 3 教委議案第 16 号
大東市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の制定について
- 日 程 第 4 教委議案第 17 号
令和 3 年度大東市立中学校使用教科書用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について
- 日 程 第 5 教委議案第 18 号
大東市指定文化財の指定について
- 日 程 第 6 教委議案第 19 号
大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 7 教委議案第 20 号
令和 2・3 年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日 程 第 8 教委報告第 3 号
大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について
- 日 程 第 9 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第21号

市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行させている事務を追加することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議を行う。

令和2年4月16日提出

大東市教育委員会
教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

大東市長より地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき協議の申し出があったため。

市長の権限に関する事務の補助執行について

1 補助執行を行う業務

「大東市新型コロナウイルス対策給付金事業」

小学校の児童及び中学校の生徒の保護者等に対する大東市新型コロナウイルス対策にかかる給付金の交付に関すること。

2 実施日

令和2年4月16日

<参考>

地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員に関しては、この限りでない。

大東戦略企第30号
令和2年4月15日

大東市教育委員会 御中

大東市長 東坂 浩一

市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務のうち、下記の事務について、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることを協議します。

記

小学校の児童及び中学校の生徒の保護者等に対する大東市新型コロナウイルス対策給付金の交付に関する事

教委議案第16号

大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則について

大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則を次のとおり制定する。

令和2年4月16日提出

大東市教育委員会

教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）を踏まえ、本市が設置する小学校及び中学校の教育職員の業務の量の適切な管理について必要な事項を定めるため。

大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則

令和 2 年 4 月 1 7 日

教 委 規 則 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 4 6 年法律第 7 7 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和 2 年文部科学省告示第 1 号。以下「指針」という。)を踏まえ、本市が設置する小学校及び中学校の法第 2 条第 2 項に規定する教育職員(以下「市立学校の教育職員」という。)が行う業務の量の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の量の適切な管理)

第 2 条 大東市教育委員会(以下「委員会」という。)は、市立学校の教育職員が業務を行う時間(指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(法第 6 条第 3 項各号に掲げる日(代休日指定された日を除く。)以外の日における法第 6 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- (1) 1 月(月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。)について 4 5 時間
- (2) 1 年(4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間をいう。以下同じ。)について 3 6 0 時間

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、市立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、市立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

- (1) 1 月について 1 0 0 時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において45時間を超える月数について6月

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、市立学校の教育職員が行う業務の量の適切な管理に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和2年8月31日までの間は、第2条第2項第3号中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（令和2年4月以後の期間に限る。）」と読み替えて同号の規定を適用する。

教委議案第17号

令和3年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(中学校)」選定委員の委嘱、任命および諮問について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(中学校)を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、令和3年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関して諮問を行う。

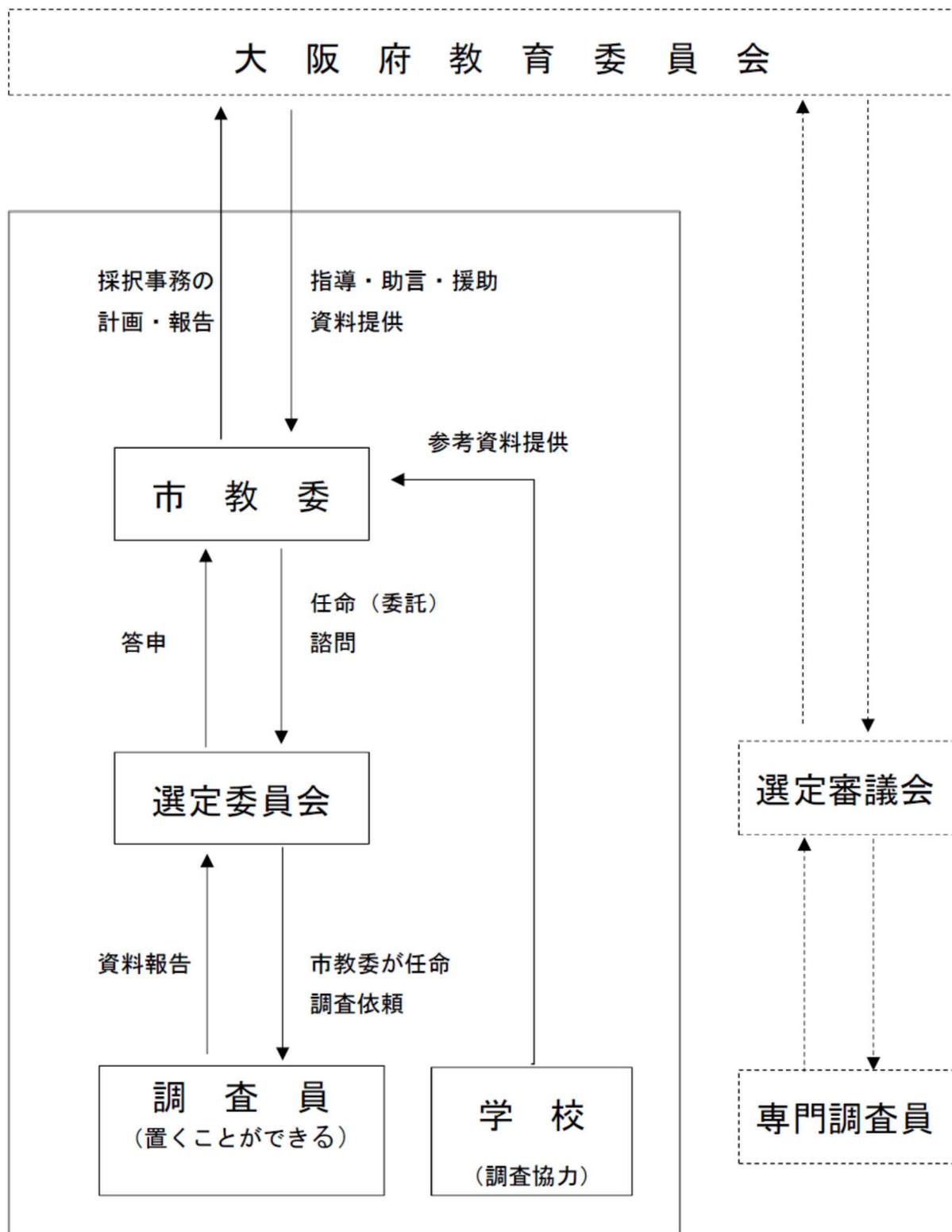
令和2年4月16日提出

大東市教育委員会
教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

令和3年度大東市立中学校教科用図書の適正な選定を実施するため。

大東市教科書採択方法概念図



諮問文

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会(中学校) 様

次の事項について、意見を求めます。

令和3年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書の選定について

令和2年4月16日

大東市教育委員会

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

平成 25 年 3 月 26 日

教委規則第 4 号

大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成 13 年教委規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例(平成 24 年条例第 29 号)第 3 条の規定に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 小学校または中学校(以下「小学校等」という。)の校長

(2) 教育委員会事務局の職員

(3) 小学校等に在籍する児童または生徒の保護者

2 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から教科用図書の選定についての審議を完了した日までとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決するものとする。

(調査員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、小学校等の校長および教員ならびに教育委員会事務局の職員(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育政策室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、教育長が行う。

付 則(平成27年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

(目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

(調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

調査員資格要件

大東市教育委員会

1. 調査担当教科・種目に関して学識経験が豊かであり、公正な立場で申請図書の研究を遂行することが期待できること。
2. 大東市立小・中学校の校長、教頭、または教諭であること及び大東市教育委員会事務局の指導主事であること。
3. 3年以上の教職経験を有すること。
4. 教科用図書及びその教師用指導書の執筆又は編集に関係していないこと。
5. 平成27年度以降の教科書発行者の主催又は後援する教科書研究会等の講師になったことがないこと及びその企画に参加したことがないこと。

教委議案第18号

大東市指定文化財の指定について

大東市文化財保護条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり大東市指定有形文化財として指定する。

令和2年4月16日提出

大東市教育委員会

教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

深野新田周辺川堤絵図（平野屋新田会所旧蔵）は、本市にとって重要な文化財であり、保存、継承及び活用すべきものであるため。

指定番号	第 2 1 号
種 別	有形文化財（歴史資料）
名 称	深野新田周辺川堤絵図（平野屋新田会所旧蔵） （フコノシンデンシュウヘンカワヅツミエズ（ヒラノヤシンデンカイ ショキュウゾウ））
法 量	1 8 6 . 0 c m × 2 3 2 . 0 c m
品 質	紙本着色
員 数	1 舗
時 代	享保 2 年（1 7 1 7）
所在地	大東市野崎 3 丁目 6 番 1 号
所有者	大東市

指定調書

種 別	有形文化財（歴史資料）
名 称	深野新田周辺川堤絵図（平野屋新田会所旧蔵） （フコノシンデンシュウヘンカワヅツミエズ（ヒラノヤシンデンカイショキョウゾウ））
員 数	1 舗
法 量	186.0 cm×232.0 cm
品 質	紙本着色
時 代	享保2年（1717）
所在地	大東市野崎3丁目6番1号（大東市立歴史民俗資料館）
所有者	大東市

宝永元年（1704）に行われた大和川付け替え工事後、大東市域では深野池跡の新田開発が行われ、今日につながる大東市の地形が形成された。深野池跡の開発は、当初は東本願寺の大坂難波御堂（現真宗大谷派難波別院、南御堂）が堂舎維持に充てるための祠堂田として請け負ったが、池の北部と南部については大坂の商人であった河内屋源七に開発権が譲渡され、河内屋北新田（寝屋川市）・河内屋南新田（東大阪市）が開発された。また、宝永5年の検地で深野新田は深野北・深野・深野南に区分されたが、難波御堂と河内屋が開発経費の高騰などにより経営難となったため、享保6年（1721）の再検地時までには、これら新田の所有者は、河内屋北新田・深野北新田・深野新田が鴻池又右衛門、深野南新田・河内屋南新田が平野屋又右衛門となり、すべて商人の所有となった。

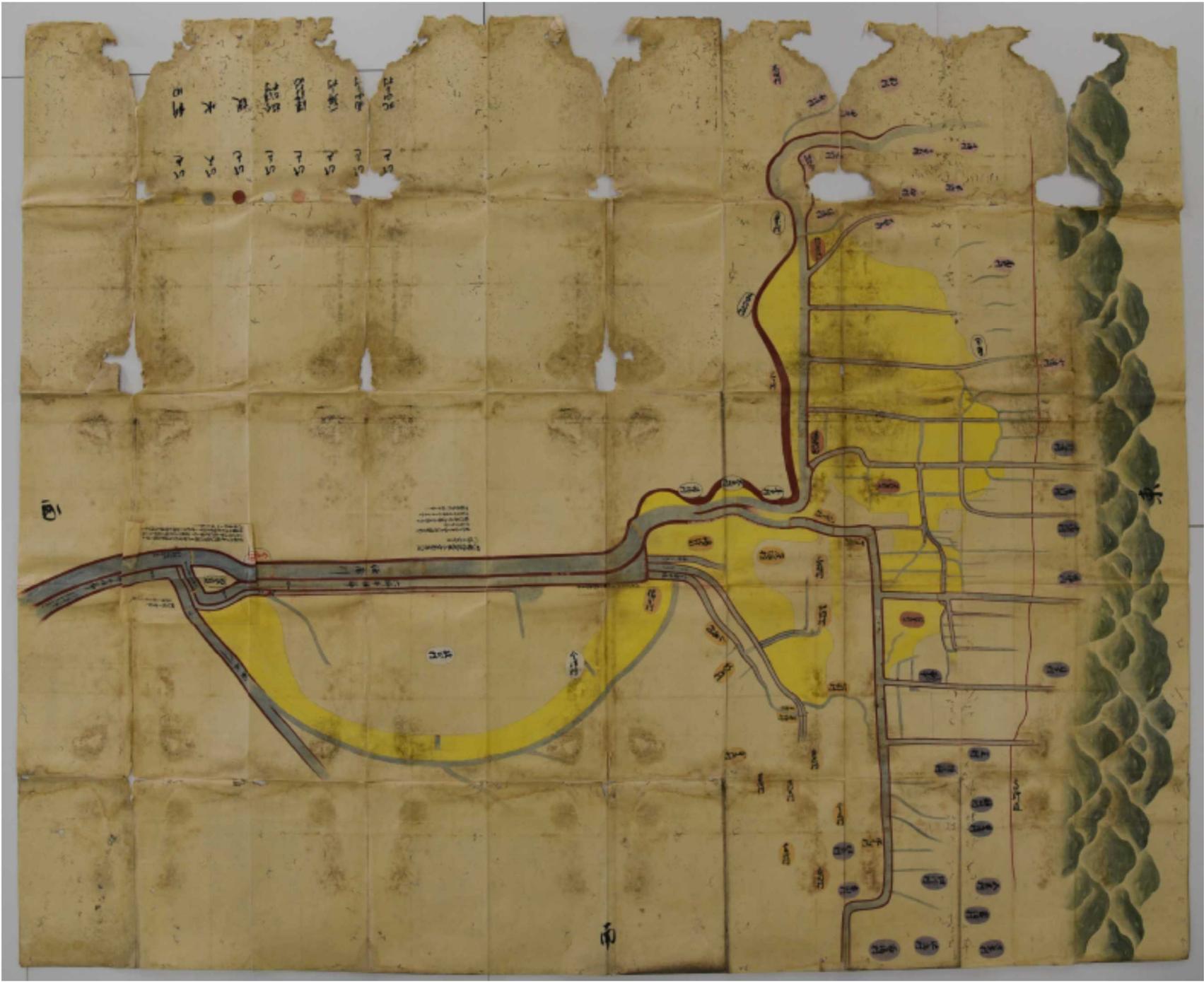
新田開発後、深野新田と周辺の村々との間には、用水の利用や悪水の処理などに関する様々な争論が発生しており、関連する史料が「平野屋新田会所文書」（市指定有形文化財）や周辺の村々の古文書にも多数残されている。今回、有形文化財に指定するのは、享保2年に徳庵堤の修復をめぐる争論に際して作成されたと考えられる絵図の写しであり、平野屋新田会所の所有者が代々継承し、令和元年10月に大東市に寄贈されたものである。

絵図が作成された経緯については、三箇村の「河合家文書」や日下村（東大阪市）の「森家文書」などに関連する史料があり、その一端がうかがえる。放出村・今津村（いずれも大阪市鶴見区）の北側には大和川付け替え以前から徳庵井路が流れていたが、徳庵付近で悪水が滞るため、宝永5年、深野新田・山方32ヶ村（大東市・四條畷市・東大阪市・寝屋川市の山側）の願いにより、徳庵井路の南側の放出・今津村田地内に、六郷村々（大東市・東大阪市の一部）の悪水井路として六郷井路が新たに整備された。享保元年の大和川洪水により徳庵堤が破損すると、南堤（六郷井路の南側）の修復をめぐって、放出村・今津村と深野新田・山方32ヶ村・六郷16ヶ村との間で争論が発生したが、享保3年、南堤に半間の抜付（排水路）を整備し、深野新田・山方32ヶ村・六郷16ヶ村が管理を続けるよう、京都奉行所の裁許が下され、争論は落ち着いた。

本絵図は、山方 32 ヶ村から新喜多新田（大阪市城東区）までの範囲を俯瞰し、新田・水・堤・今津・放出村・深野新田・六郷之村・南山方村・北山方村がそれぞれ色分けして描かれている。争論の舞台となった徳庵南堤の場所には、裁許により整備されることとなった排水路が描かれており、徳庵堤の上部には、摂河 40 ヶ村の願いにより、享保 15 年から 16 年にかけて普請が行われ、国役堤になったとの書き込みもある。また、新田開発にともなう、深野新田と周辺に整備された井路や樋、堤などが克明に描かれており、六郷井路と徳庵井路が合流する新喜多新田付近には、享保 9 年に六郷井路の伏せ替えが救普請として行われた経緯を記載した貼り紙もある。

裏面には、「双方立会の上、検使を案内し、測量を行って作成した絵図であり、内容については少しも相違がないので連判の上、提出する」との記載があり、放出村・今津村・本庄村・中新開村・吉原村・加納村・灰塚村・植付村・日下村・善根寺村・中垣内村・寺川村・石津村・木屋村・高宮村・蔀屋村・深野新田・深野北新田・河内屋両新田の庄屋・年寄・支配人 22 名が連署している。また、仲裁人と考えられる吉原村惣右衛門・砂村又七・高宮村定助・寺川村十兵衛・深野新田善兵衛・河内屋新田勘兵衛の連署もあり、享保 3 年 6 月時点では絵図と裁許書の原本が吉原村惣右衛門に預けられていたが、絵図が写された時点では、絵図が中新開村善左衛門方に、裁許書が砂村庄屋四平方にあったとの記載がある。

本絵図は、新田開発直後の深野新田周辺の様子を丹念に描いた貴重な絵図であり、大東市域の発展の礎を築いた深野池の新田開発の歴史や新田開発にともなう水利環境の変化を知るための重要な史料であることから、有形文化財に指定するとともに、深野池新田開発関連文化財群を構成する文化財として保存と活用を図るものである。



Handwritten legend entries at the top of the map, including:

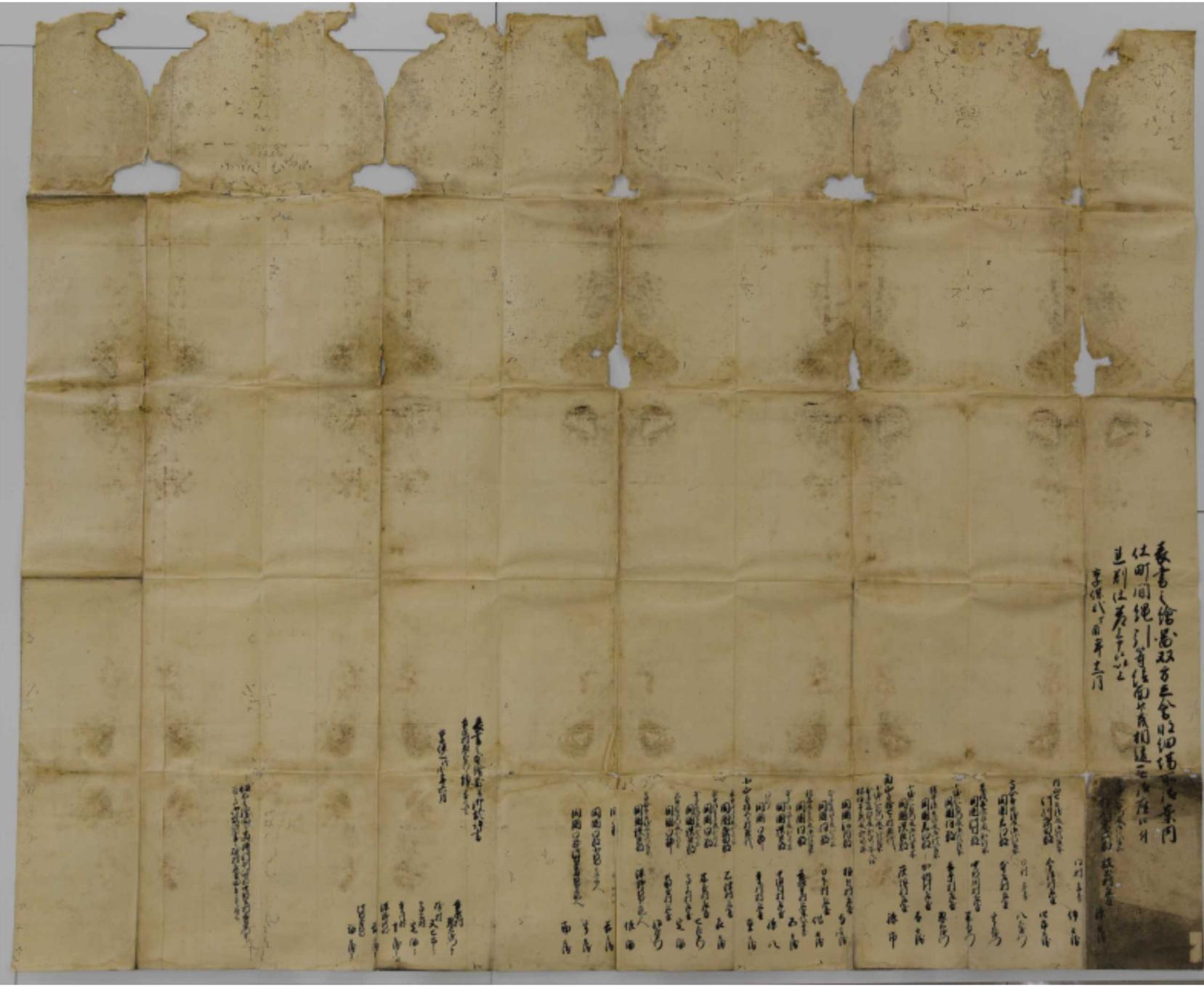
- Red dot: 1. S
- Blue dot: 2. S
- Green dot: 3. S
- Yellow dot: 4. S
- Black dot: 5. S
- White dot: 6. S
- Black dot: 7. S
- Black dot: 8. S
- Black dot: 9. S
- Black dot: 10. S
- Black dot: 11. S
- Black dot: 12. S
- Black dot: 13. S
- Black dot: 14. S
- Black dot: 15. S
- Black dot: 16. S
- Black dot: 17. S
- Black dot: 18. S
- Black dot: 19. S
- Black dot: 20. S

Small handwritten notes or labels located in the middle-left section of the map, possibly describing specific areas or features.

Small handwritten label located in the middle-left section of the map, near a yellow-shaded area.

Small handwritten label located at the bottom center of the map.

Small handwritten labels located at the bottom right of the map, near a grid of land parcels.



長吉人館是双方全收四场
仕町同絶引等佳而共成相違
是別仕差下以上
享保八年正月

長吉人館是双方全收四场
仕町同絶引等佳而共成相違
是別仕差下以上

長吉人館是双方全收四场
仕町同絶引等佳而共成相違
是別仕差下以上

長吉人館是双方全收四场
仕町同絶引等佳而共成相違
是別仕差下以上

長吉人館是双方全收四场
仕町同絶引等佳而共成相違
是別仕差下以上

大東市指定文化財一覽

分野	種別	種別2	番号	名称	員数	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定 年月日
市有形	美術工芸品	考古	1	弥生式大型短頸壺形土器	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史民俗資料館)	S58.7.19
市有形	建造物	工作物	2	石造 九重層塔	1	宗教法人 福聚山 慈眼寺	大東市野崎	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	3	石造 地藏菩薩立像(延徳銘地藏)	1	龍間自治会	大東市龍間 龍光寺	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	4	石造 地藏菩薩立像(永祿銘地藏)	1	御領自治会	大東市御領 1-3-10 西福寺	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	5	一石二段六地藏板碑	1	龍間自治会	大東市龍間	S58.7.19
市有形	美術工芸品	彫刻	6	一石十三仏板碑	1	龍間自治会	大東市龍間 1284-1 称迎寺	S58.7.19
市有形	建造物	建築物	7	諸福天満宮本殿	1	諸福天満宮	大東市諸福	S58.7.19
市有形	美術工芸品	考古	8	北新町遺跡出土戸口装置	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史民俗資料館)	H3.4.1
市有形	美術工芸品	考古	9	北新町遺跡出土等大寺刻印平瓦	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史民俗資料館)	H22.3.26
市有形	美術工芸品	考古	10	北新町遺跡出土翡翠製勾玉	1	大東市	大東市野崎 大東市立歴史民俗資料館	H22.3.26
市有形	美術工芸品	考古	11	北新町遺跡出土花枝双鳥文鏡	1	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史民俗資料館)	H22.3.26
市史跡	記念物	史跡	12	堂山古墳群	1	大東市	大東市寺川	H24.3.14
市有形	美術工芸品	考古	13	北新町遺跡出土人面墨書土器	2	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史民俗資料館)	H26.3.26
市有形	民俗	有形民俗	14	龍間の石工道具	一式	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史民俗資料館)	H27.3.24
市有形	美術工芸品	絵画	15	正覺寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像	1	宗教法人 青柳山 正覺寺	大東市三箇 正覺寺	H28.2.17
市有形	美術工芸品	絵画	16	専応寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像	1	宗教法人 専応寺	大東市野崎 専応寺	H28.2.17
市有形	美術工芸品	書籍等	17	平野屋新田会所文書	677	大東市	大東市野崎 (大東市立歴史民俗資料館)	H28.10.18
市有形	美術工芸品	彫刻	18	慈眼寺 十一面観音立像	1	宗教法人 福聚山 慈眼寺	大東市野崎 慈眼寺	H30.1.23
市史跡	記念物	史跡	19	平野屋新田会所 千石藏跡・道具藏跡・船着場跡	1	大東市	大東市平野屋	H31.3.25
市有形	美術工芸品	彫刻	20	専応寺 聖徳太子立像	1	宗教法人 専応寺	大東市野崎 専応寺	R2.9.19

教委議案第19号

大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年4月16日提出

大東市教育委員会

教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例施行規則の一部改正により、指定管理者制度の総合調整に関する業務の所管が公民連携室から戦略企画室に変更となったことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則の一部を改正する規則

令和 2 年 4 月 1 7 日

教 委 規 則 第 7 号

大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則（平成 2 5 年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 戦略企画部長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第15条第4項の規定に基づき、大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 教育長</p> <p>(2) 戦略企画部長</p> <p>(3) 審査及び調査審議（以下「審査等」という。）の対象となる公の施設を所管する部等の長</p> <p>(4) 専門的知識を有する者その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 評価委員会の委員の任期は、1年以内で教育委員会が定</p>	<p>○大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第15条第4項の規定に基づき、大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 教育長</p> <p>(2) <u>政策推進部長</u></p> <p>(3) 審査及び調査審議（以下「審査等」という。）の対象となる公の施設を所管する部等の長</p> <p>(4) 専門的知識を有する者その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 評価委員会の委員の任期は、1年以内で教育委員会が定</p>

める期間とする。

- 3 評価委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第3条～第6条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

める期間とする。

- 3 評価委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第3条～第6条 (略)

教委議案第20号

令和2・3年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

令和2・3年度大東市スポーツ推進委員について、次のとおり委嘱する。

令和2年4月16日提出

大東市教育委員会
教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員を追加して委嘱するため。

令和2・3年度 大東市スポーツ推進委員候補者一覧

(50音順)

	氏 名	年齢	住 所	継続 (年数)
1	きのした ゆき 木下 千綺	20	池田市	新規
2	そのだ あずみ 園田 明純	19	寺川	新規
3	とや ちひろ 戸谷 千尋	20	枚方市	新規
4	なかの なつき 中野 菜月	20	堺市	新規
5	ふじさわ がく 藤澤 我久	20	奈良市	新規
6	まつもと たいき 松本 泰樹	20	生駒郡安堵町	新規
7	みやもと そうし 宮本 総司	20	野崎	新規
8	むらかみ ゆうや 村上 湧哉	20	京都市	新規

任期：令和2年5月1日から令和4年3月31日まで

スポーツ推進委員について

1. スポーツ基本法第32条第2項の規定に基づき、市教委規則に定められています。
2. 大東市非常勤職員となります。
3. 報酬は、大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき月額5,000円とします。
4. 公務のために出張したとき、費用弁償として旅費を支給します。
5. 公務中の災害には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けます。
6. 任期は、2年です。（令和2年度・3年度任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）

スポーツ基本法 （抜粋）

- 第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
 - 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

生涯スポーツの推進に向けた役割

1. 地域に根ざしたスポーツ振興
2. 行政と市民とのパイプ役
3. スポーツの場の提供（企画・運営）
4. 新しいスポーツ人口の掘り起し（スポーツに親しむ機会のなかった人々に機会を提供）
5. 健康・体力づくり等の市民ニーズへの対応

教委報告第3号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、令和2年3月31日に次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

令和2年4月16日提出

大東市教育委員会

教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正が、令和2年3月30日付けで公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本市関連規則の所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和41年3月18日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、<u>第16条(介護休暇)、第16条の2(介護時間)、第17条(子育て部分休暇)、第18条(不妊治療休暇)及び第19条(臨時的任用職員の休暇)</u>の規定による職員(校長を除く。)の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>○大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和41年3月18日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、<u>第16条(介護休暇)、第16条の2(介護時間)及び第17条(臨時的任用職員の休暇)</u>の規定による職員(校長を除く。)の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p> <p>第6条 (略)</p>

8. 一般業務報告

1. 令和2年大東市議会3月定例会月議会 一般質問要旨について
2. 令和2年度 就学援助所得基準及び支給額について

9. 会議録

- 水野教育長職務代理者 それでは、4月の教育委員会定例会を開催いたします。
まず最初に、現在、大東市教育委員会は教育長不在の状態のため、本日は、職務代理者であります私の方で進行させていただきます。よろしくお願い致します。
- 北田部長 本日の出席状況について報告をよろしくお願いいたします。
本日の出席者は教育長職務代理者及び教育委員3名、合計4名でございます。
- 水野教育長職務代理者 議事に入る前に、本日は追加議案が1件ある旨、委員の皆様申し上げます。教委議案第21号「市長の権限に属する事務の補助執行について」でございます。当初、この議案は、一般業務報告としておりましたが、本定例会で協議する必要があることから、大東市教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、議案とさせていただきます。したがって、教委議案第21号を日程第2に、教委議案第16号を日程第3に、教委議案第17号を日程第4に、教委議案第18号を日程第5に、教委議案第19号を日程第6に、教委議案第20号を日程第7に、教委報告第3号を日程第8に、一般業務報告を日程第9といたします。
- 北田部長 それと昨今の新型コロナウイルスの対策の一環として、北田部長の方から本日の状況についての説明をお願いします。
新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用、窓・ドアの開放をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。
- 水野教育長職務代理者 皆さん、寒い中で恐縮ですが、よろしくお願い致します。
それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によろしくお願い致します。
- 北本部長 次に日程第2 教委議案第21号 「市長の権限に属する事務の補助執行について」について、戦略企画部より提案理由の説明をお願いします。
日程第2 教委議案第21号「市長の権限に属する事務の補助執行について」に関連する「大東市新型コロナウイルス対策給付金事業」につきまして、ご説明をさせていただきます。教委議案第21号の資料をご覧ください。本市では、新型コロナウイルス感染症に関する対策事業の令和2年度予算として、3億円の「予備費」を計上し、感染予防対策や、生活・経済対策に速やかに取り組んでいるところでございます。
この一環として、この度、学校休校による各家庭の負担増に伴い、小中学生の子どもを持つご家庭に対し、お子様1人につき、1万円を給付する「大東市新型コロナウイルス対策給付金事業」を実施することと致しました。本市では子育て施策に力を入れており、緊急時である今、特に手厚く対応していきたい思いがございます。本日は、教育委員会委員各位に、この事業を報告させていただきますとともに、この事務を『地方自治法』第180条の2の規

定に基づき、教育委員会事務局の職員に補助執行致したく、協議をお願いするものでございます。なお、この事務を遂行するにあたりましては、教育委員会事務局学校教育部に「大東市新型コロナウイルス対策給付金事業プロジェクトチーム」を設置するとともに、市長部局から職員を事務応援する準備をすすめているところでございます。

何卒、よろしくお願い致します。

水野教育長職務代理者

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。市からの協議の申し入れということでございます。追加議案ですので、少し時間を取って、委員の皆様には考えて頂けたらと思います。

この参考のところだけでは分かりにくいので、もう少し具体的に教えてほしいのですが、具体的に給付金はどのように交付していくのかと、教育委員会事務局の職員からは何人程度を予定されているのか教えてください。

北田部長

今考えているのは、対象者または対象者の保護者の方に申請書を送付し、申請書を送り返して頂く。その後、内容を精査した上で、申請書には振込口座などを書いて頂く必要もございますが、その後交付の決定通知を送らせて頂き、その口座に入金というのが大きな流れになります。

初めてのことで、人員的にどれだけいるのか、送付にかかる業務等にどれだけのマンパワーがいるのか実際の数値をはじきだせていないところではございますが、教育委員会の職員だけでは手が足りないところがございますので、市の職員の応援も頂いて。人数がどれくらいいるのか、具体的にははじき出せていないというのが実情でございます。

太田委員

市長の考えによるものだと思うのですが、小中学生の子どもさんだけというのがどうなのかという気がしています。その辺のご説明をお願いします。

北本部長

もともと制度設計する時に、太田委員がおっしゃった様な議論は市長部局内でもございました。子どもさんに対してターゲットを絞るということについてですが、大東市では子育てに対する施策に注力しているということで、まず子どもをターゲットにするという考えが最初に思い浮かんだところなんです。就学前の子どもさんにつきましては、事前に幼児教育の無償化の取組みを行っているとともに、0歳から2歳の保育料の無償化を今回、平行して実施することになっています。ですので、就学前のお子さんにつきましては、一定これで対応ができます。一方で小中学生の子どもさんにつきましては、今回、大阪府と大阪府教育庁から休校要請が出たものの、最終的に休校の決定を行ったのは大東市であり、大東市教育委員会である観点から、この様な給付事業を創設したということでご理解頂きたいと思います。

水野教育長職務代理者

私も質問を1点だけよろしいでしょうか。

趣旨はよくわかりましたが、実際に小中学生といっても、公立に通う小中学生、私立に通う小中学生、外国人学校に通う方など、いろんな属性の方がいらっしゃると思います。それらの方に一万円を給付するにあたっては、正しい名簿がないとできないと思うんです。

その正しい名簿を北本部長の方から我々教育委員会に頂いて、そこから給付の作業をするという認識なのか、それとも、名簿の精査から教育委員会ですてくださいということなのか、どちらなのでしょう。

北本部長

制度設計する時に、今、水野職務代理者がおっしゃったことは教育委員会内部と市長当局とで議論になったところでございます。

現段階において、公立の子どもさんだけではなく、私立のほか、外国人学校の通われている子どもさんも対象とするような制度設計を行っているところですが、事務処理につきましては、今、北田部長と調整させて頂いているのは、教育委員会で持っている名簿を基準とする、ただ、漏れ等がある場合も想定しまして、例えば、これは事務作業の範囲になってきますけれども、住基台帳との突合ですとか、そういうこともひょっとしたらしないといけない場面があるかもしれません。

現段階においては、まずは公立の小中学校に通われているお子さんへ先に給付を行った後で、私立の他、各種学校に通われているお子さんに対応していきたいと考えており、時間軸としてはかなりずれていくかと思っておりますが、公立学校に通われているお子さんを優先して対応していきたいと考えております。

水野教育長職務代理者

教育委員会の名簿というのはいわゆる学齢簿ですね。住基台帳を突合して正しいデータを作るというよりは、まずは教育委員会の学齢簿において把握できている公立小中学生に給付し、時間差があってもよいというご判断で間違いありません。

北本部長

はい、その通りでございます。

水野教育長職務代理者

あと、給付の日程ですが、実際に市民の方に渡す日程はどのあたりを想定されていますか。

北本部長

はい、休校の要請の時期が5月6日までですので、市長部局の考え方としては、それまでの間に申請書の送付を行うということができたら望ましいと思っております。

もう一つ、望ましいことを言えば、給付も同時に行うことができたらと思っておりますが、先程、北田部長からのご報告もありました通り、この事務につきましては、大東市が白紙の段階から構築したものですので、今この場でいついつまでと言うのは難しいですが、できるだけ早く対応してまいりたい、お願いをしたいと思います。

水野教育長職務代理者

おっしゃる趣旨はよく分かりましたが、できるだけ早く給付することと、正確なデータを作ってから、というのはトレードオフの関係になって、できなくなると言うんです。正確なデータを作ってからやってくださいであれば、5月6日が現実的に間に合うのか、という判断が出てきます。

北本部長には、教育委員会事務局と連携して最新情報を教えていただきたいと思っております。他の委員の皆様、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様、市からの協議の申し入れについての本案件について、了承ということでよろしいでしょうか。

【了承全員】

それでは、戦略企画部の職員は退席頂いて結構です。ありがとうございました。

水野教育長職務代理者

次に日程第3 教委議案第16号 大東市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の制定について、提案理由の説明をお願いします。

新井課長

教委議案第16号について説明をさせていただきます。

大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則の制定についてですが、制定の理由といたしましては、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を踏まえ、本市が設置する小学校及び中学校の教育職員の業務の量の適切な管理について必要な事項を定める必要があるためでございます。

今回の制定の内容につきましては、教育職員の超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む在校等時間についての上限時間が示された指針を参考にして、教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の業務の量の適切な管理を行うことが求められている上限時間の方針を教育委員会規則等において定めることを目的としたものでございます。したがって、別紙、規則案にございますとおり、今回、新たに制定するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決たまわりますようお願い申し上げます。

水野教育長職務代理者

それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長職務代理者

次に日程第4 教委議案第17号 令和3年度大東市立中学校使用教科書用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について、提案理由の説明をお願いします。

奥村課長

教委議案第17号 令和3年度大東市立中学校使用教科書用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和3年度大東市立中学校において使用する教科用図書の適正な選定を実施するため、大東市附属機関である「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、別紙諮問文のとおり意見を求めるものです。

小・中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を踏まえたうえで、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりまして、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は毎年度同一の教科用図書を採択しなければならないという規定がございます。

そのような中、本来、平成28年度から31年度（令和元年度）が採択期間であり、昨年度が採択年度でございましたが、中学校新学習指導要領の全面実施が令和3年度ということもあり、平成31年度（令和元年度）検定においては、どの出版社からも中学校の新たな図書の選定がございませんでし

た。そこで、平成27年度の調査研究の内容を選定委員会にて確認し、継続採択をいたしました。

今年度におきましては、16種目、106点が検定に合格しており、その中から中学校の教科用図書につきまして、教育委員会でご議論いただき採択をしていただくことが必要となります。

採択の流れにつきましては、(別紙)概念図のとおり、選定委員会を設置し、選定について教育委員会より諮問します。選定委員は、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第2条により、教育委員会が委嘱・任命することとなっております。

調査委員会は、調査研究の結果を選定委員会に資料報告し、選定委員会が市教育委員会へ答申いたします。市教育委員会は、その答申とともに、大阪府教育委員会からの指導助言・資料提供を受け、また学校現場からの調査協力に基づく参考資料や、教育研究所や西部図書館、東部図書館での見本本展示を閲覧された市民のご意見も参考に、採択権者である教育委員会としての責任のもと、採択をおこなっていただきます。

大阪府教育委員会への採択結果の報告が7月末となっておりますので、7月の教育委員会において採択していただくこととなります。

次に選定委員の構成ついてですが、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領」第2条第1項により、中学校等の校長から2名、教育委員会事務局の職員から2名、大東市PTA協議会から2名となっております。公正確保のため、選定委員のお名前につきましては、7月の採択が終了するまで非公開となっております。お名前につきましては、後ほど別室でご覧になっていただきたいと思いますと思っております。

以上、中学校の教科用図書の適正な採択のため、選定委員会の設置、選定委員の委嘱・任命と諮問につきまして、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長職務代理者

それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長職務代理者

次に日程第5 教委議案第18号 大東市指定文化財の指定について、提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

教委議案第18号 大東市指定有形文化財の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご審議頂きますのは、平野屋新田会所に継承されてきました「深野新田周辺川堤絵図」でございます。この絵図は会所の最後の所有者である高松家で所蔵されておりました古文書84点のなかに含まれていたもので、平成25年から市で預らせて頂いておりましたが、昨年10月に市に寄贈頂いたものでございます。

宝永元年(1704)に行われた大和川付け替え工事後、大東市域では深野池

跡の新田開発が行われ、今日につながる大東市の地形が形成されました。享保6年(1721)の再検地時までには、これら新田の内、深野南新田・河内屋南新田が平野屋又右衛門の所有となりました。

新田開発後、深野新田と周辺の村々との間には、用水の利用や悪水の処理などに関する様々な争論が発生しており、この絵図は享保2年に徳庵堤の修復をめぐる争論に際して作成されたと考えられる絵図の写しでございます。争論の内容は指定調書に記載しており、詳細は省かせて頂きますが、本絵図は、争論に関係する山方32ヶ村の村々、深野新田から新喜多新田(大阪市城東区)までの広い範囲を俯瞰し、新田や水路、各村々が色分けされ描かれており、裏面には、「双方立会の上、検使を案内し、測量を行って作成した絵図であり、内容については少しも相違がないので連判の上、提出する」と記載され、各村々の庄屋・年寄・支配人22名が連署され、仲裁人と考えられる(吉原村惣右衛門・砂村又七・高宮村定助・寺川村十兵衛・深野新田善兵衛・河内屋新田勘兵衛)6名の連署もあり、享保3年6月時点では絵図と裁許書の原本が吉原村惣右衛門に預けられていたが、絵図が写された時点では、絵図が中新開村善左衛門方に、裁許書が砂村庄屋四平方にあったと記載されています。

本絵図は、徳庵堤の修復に関する史料ではございますが、新田開発直後の深野新田周辺の様子を丹念に描いた貴重な絵図であり、本市域の発展の礎を築いた深野池の新田開発の歴史や新田開発にともなう水利環境の変化を知るための重要な史料であることから、大東市文化財保護条例等の法令に合致します。市にとって重要な文化財であるため、同条第6条第2項の規定に基づき、大東市文化財保護審議会へ指定の諮問を行い、審議の結果、指定すべき旨の答申をいただきましたので、同条例第6条第1項の規定に基づき、「市指定有形文化財」として指定を頂くために議案を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長職務代理者

それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長職務代理者

次に日程第6 教委議案19号 大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いします。

平岡課長

教委議案第19号 大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明申し上げます。

大東市教育委員会 指定管理者選定評価委員会規則は、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第15条第4項の規定に基づき、大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会の組織及び運営について必要な事項を定めております。

この度、本市におきまして、「指定管理者の指定に関する総合調整に係る事務」の所管が、本市の政策推進部から戦略企画部に移管されたことに伴いまして、本規則において、評価委員会の委員の構成を規定しております第2条第1項中の「政策推進部長」を「戦略企画部長」に改めるものでございます。なお、施行日は公布の日でございます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長職務代理者

それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長職務代理者

次に日程第7 教委議案第20号 令和2・3年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いいたします。

中村課長

議案説明に入ります前に、配布資料がございますので、お配りさせていただきます。教委議案第20号、令和2・3年度大東市スポーツ推進委員の委嘱につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本年3月末日をもちまして、スポーツ推進委員の2年間の任期が満了する事に伴い、新たに委員を確保すべく、募集作業を進めました結果、20名の方からの応募がございまして、先月、開催されました教育委員会定例会にて、皆様のご同意を賜り、委嘱を行ったところでございます。

前回の委員数が27名でありました事から、今回の20名では、若干少ないという思いもございまして、引き続き募集作業を継続し、各方面に働き掛けを行っておりました。

そのような中、運動や健康に関する様々な情報交換を行う大阪産業大学の総合型地域スポーツクラブの運営委員会にて、運営委員のメンバーとして本市からも出席しておりますが、同委員で大阪産業大学の教員のお一人の方が、同大学の学生にお声掛けをして頂き、この度8名の学生からの応募がございました。

お手元の「令和2・3年度大東市スポーツ推進委員申込書」の中央部分をご覧ください。

応募理由欄に記載のとおり、どなたも本市のスポーツ振興に深い理解と興味をお持ちで、スポーツの普及に取り組むとともに、地域での活発な交流や活性化に尽力したい等の、前向きで積極的な気持ちを示す記述が数多く見受けられます。

また、備考欄にありますように、8名全員が何らかのスポーツに携わっており、活気溢れる若い指導者の本市スポーツ推進委員への加入は、減少傾向にある当該委員の憂慮すべき状況にあつて、非常に喜ばしい事であり、今後、本市におけるスポーツ振興を担う上で、欠かす事の出来ない貴重な人員の皆様であるとの判断に至り、ご提案させて頂くものでございます。

以上、ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

尚、ご覧頂いております本申込書につきましては、個人情報の記載がござ

水野教育長職務代理者

いますので、本定例会終了後に回収させていただきます。

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

では、私の方から。ちょうど先月の定例会において、27名から20名に減ってしまったが、何名を目指していらっしゃるのかとの質問に、定員が40名であるとお聞きしました。そういう中でわずか1カ月の間に8名も手を挙げて頂いて、大変心強く思うと共に、恐らく、中村課長に尽力頂いたんだろうと思います。ご苦労様でございました。28名となり、昨年度より多い状況ですが、ぜひ、40名の定員があるということですから、引き続き募集の方をよろしくお願い致します。

それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長職務代理者

次に日程第8 教委報告第3号 大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則にかかる専決処分についてについて、ご報告をお願いします。

新井課長

教委報告第3号について説明をさせていただきます。

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、資料の2枚目に添付しております令和2年3月31日付教委規則第4号の内容について専決処分を頂きましたので、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由といたしましては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正が、令和2年3月30日付けで公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本市関連規則の所要の改正を早急に行う必要があったため専決処分を行って頂き、本日、報告として上程することとなりました。

改正の内容につきましては、子どもを生き育てることができる社会の構築に向け、妊娠・出産、子育てを大阪府全体で支える社会づくりを推進しており、こうした社会情勢の変化を踏まえ、新たな休暇を設けるため、資料3枚目の新旧対照表にありますとおり、第5条（週休日の振替等）に示されている内容に、第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）が加わり、それに伴って、第17条であった（臨時的任用職員の休暇）が第19条になったという内容になります。

以上、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

水野教育長職務代理者

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

専決処分ですので、審議は不要になります。日程的には亀岡前教育長の専決処分ということでよろしいですか。

新井課長

亀岡前教育長に専決処分を頂きました。

.....日程第9 一般業務報告につき要点のみを記載.....

①平成31年大東市議会3月定例会月議会 一般質問要旨について

⇒3月定例会月議会における一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、一般質問について、12議員から15項目。

②令和2年度就学援助所得基準及び支給額について

⇒就学援助所得基準について、生活保護基準を基礎として算出しているが、令和2年4月1日から生活保護基準が新基準に変更となったことに伴い、就学援助所得基準を算出すると、すべての世帯で増額となっている。

支給額について、小学校の新入学学用品費及び中学校入学準備金と中学校の新入学学用品費で460円引上げのほか、その他の支給項目についても年間20円～240円引上げがなされた。

.....

水野教育長職務代理者

以上をもちまして、4月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年5月15日

水野教育長職務代理者

齊藤委員